

安全・安心まちづくりNEWS 第130号

万引きは犯罪です！

～10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金～

最近は高齢者の万引きが増加！

平成 29 年 6 月末で、高齢者の万引きが検挙全体の約 **4 割** を占めています。

「万引きは犯罪」「社会的に許されないこと」であることは年齢に関係ありません。

万引きはしない・させない・ゆるさない

社会全体で取り組んでいきましょう。



安全・安心まちづくり推進店舗って？



県内には、安全・安心まちづくりに取り組む「安全・安心まちづくり推進店舗」があります。
(本年 7 月末現在 33 店舗)

店内犯罪や迷惑行為の抑止、地域での防犯活動に取り組むなど、模範となる店舗として万引き防止対策協議会が認定した店舗です。



のぼり旗が目印です。あなたのまちにもありますか？

